

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年2月21日

北海道釧路総合振興局長 木村 英也

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

精神障がい者地域生活支援事業（釧路・根室圏域）委託業務

(2) 業務の目的

精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設・相談支援事業者・市町村等地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を推進する。

(3) 業務内容

精神障がい者地域生活支援センターの設置

① センター長の配置（精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者）

- ・地域生活移行支援協議会の運営、開催
- ・ピアサポーターの育成、活用
- ・精神科病院への支援
- ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動
- ・精神障がい者の退院を促進し、地域移行・地域定着の推進に資するための普及啓発 等

② ピアサポーターの配置

- ・精神疾患を患った経験者による地域移行・地域定着に向けた各種支援

③ 地域生活移行支援協議会の設置

- ・必要な支援技術等に関する検討・助言
- ・地域課題の関係機関への情報提供・意見具申及び課題解決のための協力
- ・必要な研修の企画立案 等

④ 精神科病院への支援

- ・病院スタッフ等への情報提供
- ・患者の居住の場の確保、生活訓練、就労訓練等の情報提供や利用調整 等

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第51条の19の指定を受けた「指定一般相談支援事業所」（地域移行支援及び地域定着支援）であり、かつ同法第51条の20の指定を受けた「指定特定相談支援事業者」（計画相談支援）を運営する法人であること。

(2) (1)の法人は、複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体法人とする。

(3) (1)の法人は、釧路又は根室圏域に所在し、精神障がい者支援に実績を有する者であること。

(4) コンソーシアムの構成員及び単体法人は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 道内に拠点をもつ法人であること。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。

(ア) コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ上記アからクの要件を満たしていること。

(イ) 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

(ウ) コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 参加申請書の交付場所

次の場所で交付する。

〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号

北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課保健係

（交付時間 土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

なお、北海道釧路総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/kensui/hoken/>)

イ 提出書類及び部数 参加申請書及び添付書類 1部

イ 申請書の提出期限 令和6年2月28日（水）午後5時30分必着

ウ 申請書の提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

持参の場合の受付時間 土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

エ 申請書の提出場所 3の（1）のアに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和6年2月21日（水）から令和6年3月4日（月）まで

（土日祝日を除く。交付時間は午前8時45分から午後5時30分まで）

(2) 交付場所 3の（1）のアに同じ。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和6年3月4日（月）午後5時30分必着

(2) 提出場所 3の（1）のアに同じ。

(3) 提出部数 10部（事業者名を記載したもの1部、事業者名を記載していないもの9部）

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

持参の場合の受付時間 土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する部局

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課保健係
- (2) 所在地 〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号
- (3) 電 話 0154-65-5824

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容について公募型プロポーザル審査会(ヒアリング)を実施する。
ヒアリングの日時及び場所は別途通知する。
- (3) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (4) 詳細は、企画提案説明書による。